

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	1-402
許認可等の種類	知事等以外の者が施行する地すべり防止工事の承認			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第11条第1項			
許認可等の概要	主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の承認・不承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>①行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)</p> <p>②地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日建設省発河第90号)</p> <p>① 主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認は、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、第12条に規定する築造等の基準に合致するものについて行うこと。</p> <p>② 地すべり等防止法の施行について 第7</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	6週間 (処分庁 知事 6週間)			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)			